

職員の募集及び採用時並びに採用後において障害者に対して各省各庁の長が講ずべき措置に関する指針案に対する意見公募要領

平成30年11月30日
職員福祉局職員福祉課
人材局企画課

1. 意見公募の趣旨

今般、人事院は、民間事業主等向けの合理的配慮指針を踏まえ、国家公務員における合理的配慮に関する指針を策定することとし、「職員の募集及び採用時並びに採用後において障害者に対して各省各庁の長が講ずべき措置に関する指針案」としてまとめました。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を頂きたく、以下の要領で意見の募集をいたします。

2. 意見募集対象

「職員の募集及び採用時並びに採用後において障害者に対して各省各庁の長が講ずべき措置に関する指針案」

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）及び人事院ホームページにおける掲載
- (2) 窓口での配布

人事院事務総局人材局企画課

（東京都千代田区霞が関1-2-3中央合同庁舎5号館別館7階）

4. 意見募集期限

平成30年12月13日（木）（必着）

5. 意見送付方法

別添の意見提出用紙に所定の事項を日本語で御記入の上、以下のいずれかの方法で送付してください。なお、電話及び窓口への持込みによる御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

※ 別添の意見提出用紙には、氏名（企業・団体名等）、連絡先（住所、電話番号、お持ちであればFAX番号及び電子メールアドレス）を必ず明記してください。御意見を十分把握するため連絡を取らせていただくこともありますので、漏れなく御記入ください。

(1) 電子メールの場合

送付先電子メールアドレス：kohchan@jinji.go.jp

(電子メールの件名を「職員の募集及び採用時並びに採用後において障害者に対して各省各庁の長が講ずべき措置に関する指針案に対する意見」としてください。また、コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入ください。)

(2) F A Xの場合

送付先F A X番号：03-3581-6755

(3) 郵送の場合

送付先 〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

人事院事務総局人材局企画課制度班 宛

6. その他

皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます(御意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を付記してください)。なお、頂いた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

また、御提出いただきました御意見につきましては、氏名、住所、電話番号、F A X番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産等を侵害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

なお、御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(別添)

< (1) 意見提出用紙 >

【件名】「職員の募集及び採用時並びに採用後において障害者に対して各省各庁の長が講ずべき措置に関する指針案に対する意見」

【メール本文】

○氏名（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）：

○住所：

○電話番号：

○FAX番号：

○電子メールアドレス：

○意見

・意見内容：

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を併記してください。）：

